

# 社会福祉法人エルム福祉会 役員報酬等規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人エルム福祉会(以下「法人」という。)の役員の報酬等について必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

## （理事会・評議員会への出席報酬等）

第3条 役員が理事会に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。

## （理事の報酬）

第4条 継続かつ定期的に就業する理事の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表2に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。ただし、第3条における報酬は支給しない。

2 前項に該当しない理事が法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

3 翌年度の報酬額は、定時評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

## （監事の報酬）

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表4により報酬を支払うことができる。

## （出張旅費）

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表5により旅費を支給することができる。

2 出張した者は、終了後速やかに領収書等を添付して出張旅費を清算するものとする。

## （退職手当）

第7条 役員が退職するときは次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額を退職手当として支給することができる。

(1) 理事長 在任期間1年につき 20,000円

(2) 理事 在任期間1年につき 10,000円

(3) 監事 在任期間1年につき 10,000円

2 在任期間の計算は、役員就任日を起算として、端数月は切り上げるものとする。

(報酬等の支払方法)

第8条 報酬の支払いは次のとおりとする。

(1) 第3条・第4条及び第5条については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月25日(当日が土曜日・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により行う。

(2) 第6条についてはその都度現金にて支払う。

2 報酬等の支払いは、源泉所得税を控除した額を支払う。

(適用除外)

第9条 事業の職員を兼務する役員は、第7条を除きこの規程は適用しない。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (出席時報酬)

名称	報酬(日額)
理事会出席報酬等	4,000円

別表2 (理事報酬 月額)

号俸	支給基準額
1号俸	月額100,000円
2号俸	月額130,000円
3号俸	月額160,000円
4号俸	月額190,000円
5号俸	月額220,000円
6号俸	月額250,000円
7号俸	月額280,000円
8号俸	月額310,000円

別表3 (理事報酬 日額)

名称	報酬(日額)
運営管理指導報酬等	4,000円

別表4（監事報酬）

名称	報酬（日額）
監事監査指導報酬等	4,000円

別表5（旅費）

名称	金額
交通費（鉄道賃、船賃、車賃、航空賃） ※急行料金、特急料金、指定席料金など を含む	実費額
宿泊費（室料）	実費額（上限10,000円）